

意見書（要旨）

議会では12月定例会で、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

国においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

国においては、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っていることから、犯罪被害者支援の充実を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定し、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者等支援条例が制定できるよう支援すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長

国に私学助成の拡充を求める意見書

国に対し、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

国においては、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がつきづらい高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

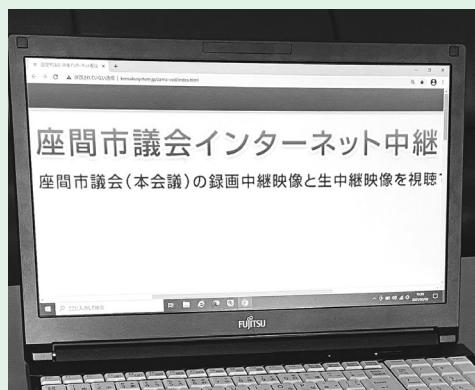
神奈川県知事に対し、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、令和3年度予算において私学助成の拡充を求める。

【提出先】神奈川県知事

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。

☎046 (252) 8872

議会中継を行っています



議会の様子をさらに広くお伝えするため、本会議のインターネットの中継映像を配信しています。

映像はパソコンやスマートフォン、タブレット端末でもご覧いただけます。

ぜひ、ご利用ください。

座間市議会 を 検索

インターネット中継

クリック！

○問い合わせ先 議会事務局 ☎046 (252) 8872